七　介護保険法第六十六条第一項又は第二項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

八　介護保険法第六十六条第三項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

九　介護保険法第六十七条第一項又は第二項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

十　介護保険法第六十八条第一項の第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

十一　介護保険法第六十八条第二項の第二号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

七　介護保険法第六十六条第一項又は第二項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

八　介護保険法第六十六条第三項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

九　介護保険法第六十七条第一項又は第二項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

十　介護保険法第六十八条第一項の第二号被保険者（同法第九条第二号の第二号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

十一　介護保険法第六十八条第二項の第二号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

十二　介護保険法第六十九条第一項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該確認に係る保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

十三　介護保険法第六十九条第一項又は第二項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ～ホ　［略］

十四　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該判定に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ・ニ　［略］

十二　介護保険法第六十九条第一項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

十三　介護保険法第六十九条第一項又は第二項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

十四　介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ～ニ　［同上］

十五　介護保険法第百十五条の四十五第一項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］